

大山町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



令和4年3月
大 山 町

目次

第1章 計画策定の主旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第2章 大山町の概況	5
第1節 自然概況	5
第2節 社会概況	7
第3節 将来計画	11
第3章 ごみ処理の現状と課題	12
第1節 ごみ処理の現状	12
第2節 ごみ処理の課題	26
第4章 ごみ処理基本計画	28
第1節 ごみ処理基本方針	28
第2節 ごみ処理体制	31
第3節 ごみの収集・運搬計画	33
第4節 ごみの排出抑制・再資源化の取組み	37
第5節 ごみの中間処理計画	41
第6節 最終処分計画	42
第7節 その他のごみ処理に関する事項	43

第1章 計画策定の主旨

第1節 計画の目的

大山町一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、大山町（以下、「本町」という。）の区域内の一般廃棄物（ごみ）処理に関する計画を定めるものです。

本計画は、本町の一般廃棄物を適正かつ効率的に安全で安定的に処理するための指針として策定します。本計画では、本町が今後目指すべき循環型社会の基本的な考え方を明確にし、長期的な視野に立った方針を定めます。その方針に基づいて、ごみの発生抑制、減量及びリサイクル並びにごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正処理を行うために必要な基本的事項を定め、将来目標を設定します。

本計画の策定及び改訂は、本町における廃棄物処理の現況を把握・整理し、現況における課題を抽出したうえで、現在の社会情勢、経済情勢や本町の地域特性、町民要望等を踏まえて行います。

廃棄物処理法

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

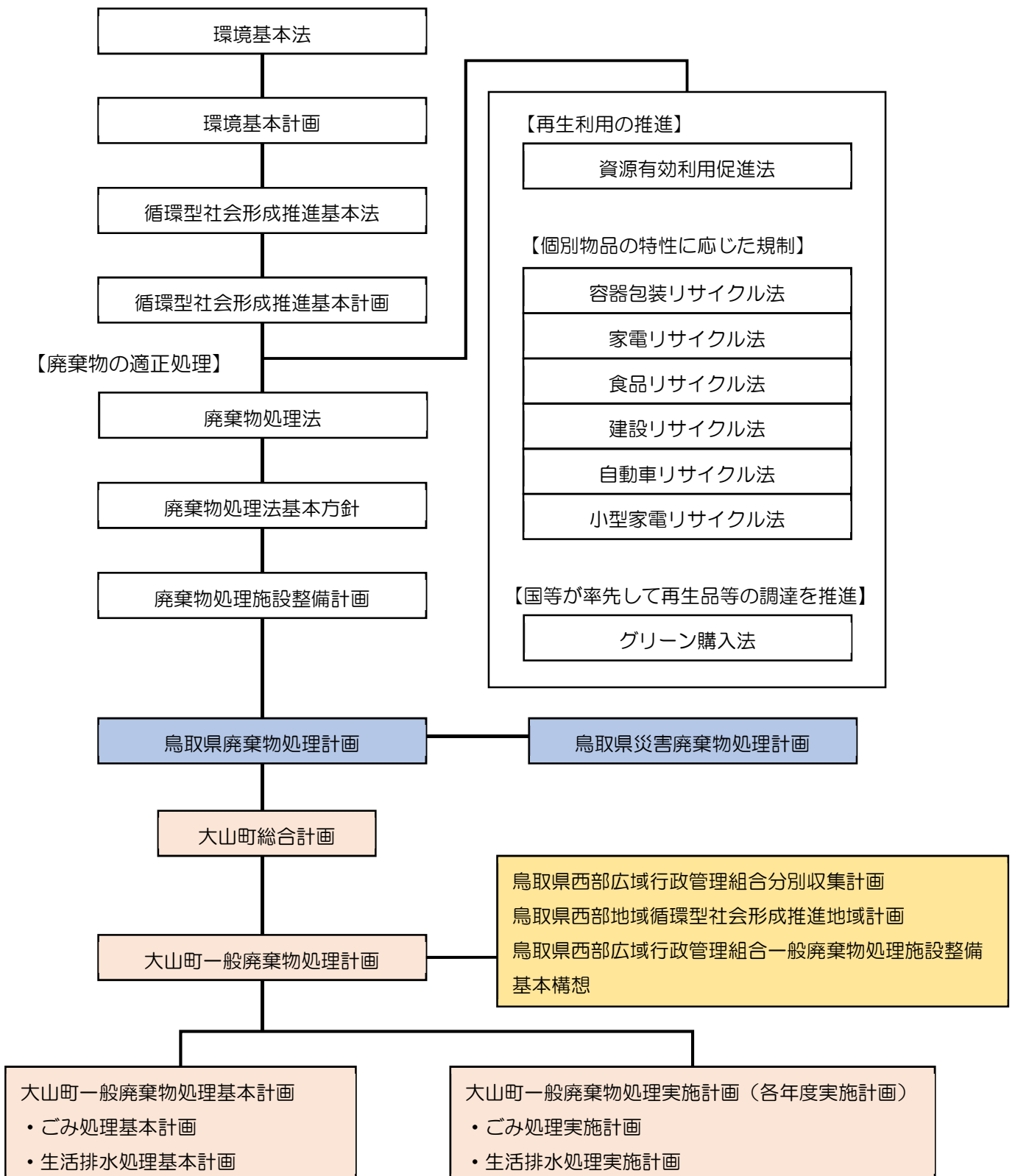
4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第2節 計画の位置づけ

本計画の位置付けは、図 1-2-1 のとおりです。本計画は、「廃棄物処理法」、「容器包装リサイクル法」等の関係法令や国及び鳥取県の計画等に基づき、長期的・総合的視点に立って策定します。「大山町総合計画」は、本計画の上位計画に位置するため、本計画は大山町総合計画の基本構想に即した計画として策定します。本計画は、本町が関わる計画（「鳥取県西部広域行政管理組合分別収集計画」「鳥取県西部地域循環型社会形成推進地域計画」「鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想」）との整合を図ります。本計画は、10年間の長期計画であり、毎年度策定する大山町一般廃棄物処理実施計画の上位計画に位置します。

なお、一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。

図 1-2-1 計画の位置づけ



1.計画対象区域

本計画の対象区域は、本町の行政区域内全域とします。

2.計画の範囲

本計画の範囲は、一般廃棄物のうち「ごみ」を対象とします。一般廃棄物には「ごみ」と「生活排水」が含まれます。「ごみ」には事業系一般廃棄物も含まれます。「生活排水」は、生活雑排水、し尿及び浄化槽汚泥とします。

3.計画目標年次

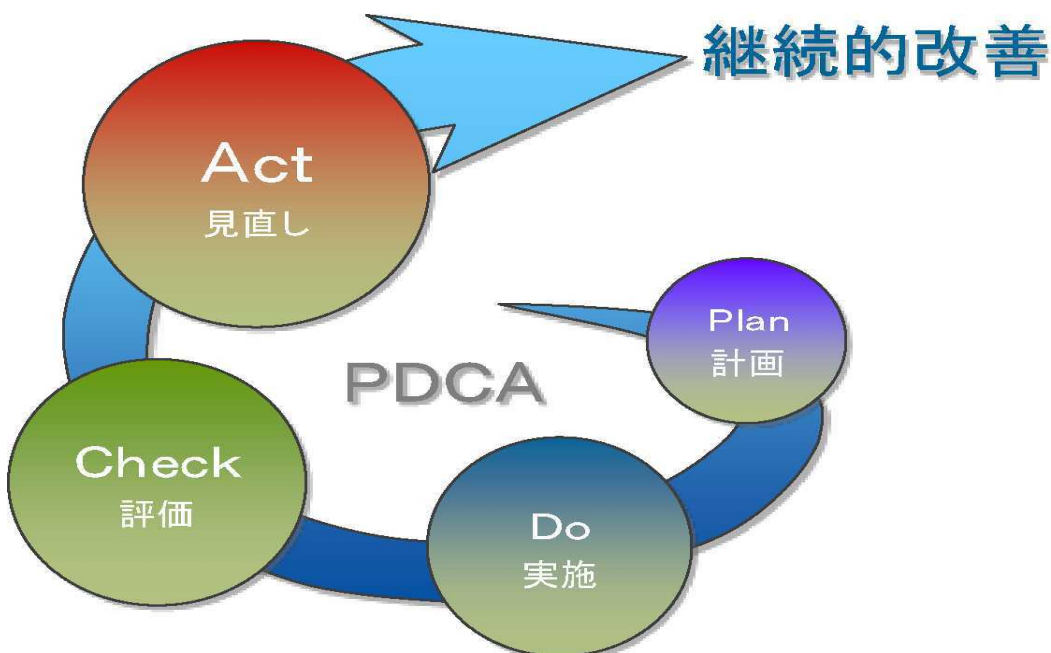
本計画は、令和 4 年度を初年度とする 10 年間で計画期間とし、計画目標年次は令和 13 年度（2031 年度）とします。本計画は、概ね 5 年ごとに改訂するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。

4.計画の管理

本計画は、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆる PDCA サイクルにより、各施策や目標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善を図ります。

また、概ね 5 年ごと、又は、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、本計画の見直しを行います。

図 1-2-2 一般廃棄物処理計画における PDCA サイクル



第2章 大山町の概況

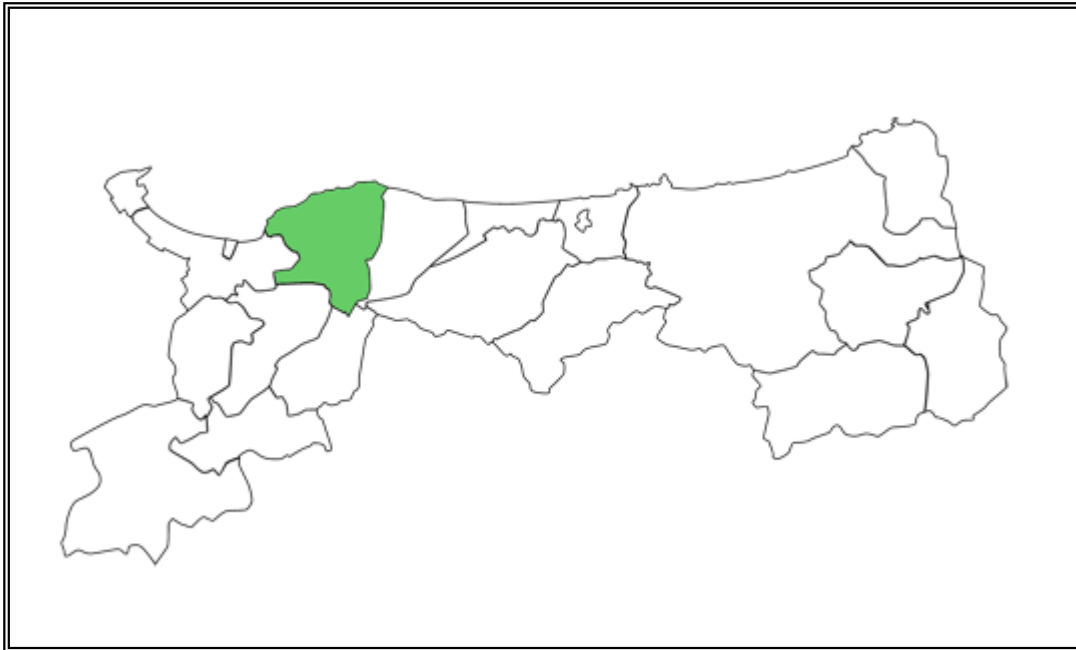
第1節 自然概況

1.位置と地勢

本町は鳥取県の西部に位置し、東側は琴浦町、西側は米子市と伯耆町、南側は江府町と接し、北側は日本海に面しています。そして、中国地方最高峰の大山が南側にそびえています。地形は、南北約 21 km、東西約 16 km、総面積は 189.83 km²で鳥取県の総面積の 5.4%を占めています。

北部は大山の裾野がゆるやかな傾斜を描きながら、日本海に向かって広がり、南部は丘陵と谷間で形成された大山山頂に至る山地となっています。このように、地形の変化に富んでいるのも大きな特徴で、さらに、大山山系を分水嶺として、東部に甲川、西部に阿弥陀川が日本海に豊かに注いでいます。

図 2-1-1 本町の位置



2.気象

本町は海岸部から大山山頂までその地形が多様なため、気候条件も地域により大きく異なります。夏の最高気温は、平野部では30℃を超す一方で、大山山頂付近では20℃前後となっており、夏でもひんやりとした空気を楽しむことができます。冬の最低気温は、平野部では0℃を下回ることはほとんどありませんが、標高の高い地域では氷点下10℃以下になることもあります。

山陰型の気候であることから、降水量は冬場と梅雨期に多く、積雪量は、多い時で平野部で10～20cm、山間部で1m前後に達します。スキー場付近では2mを超えることもある豪雪地帯で、雪と密接に関わって暮らしている地域です。

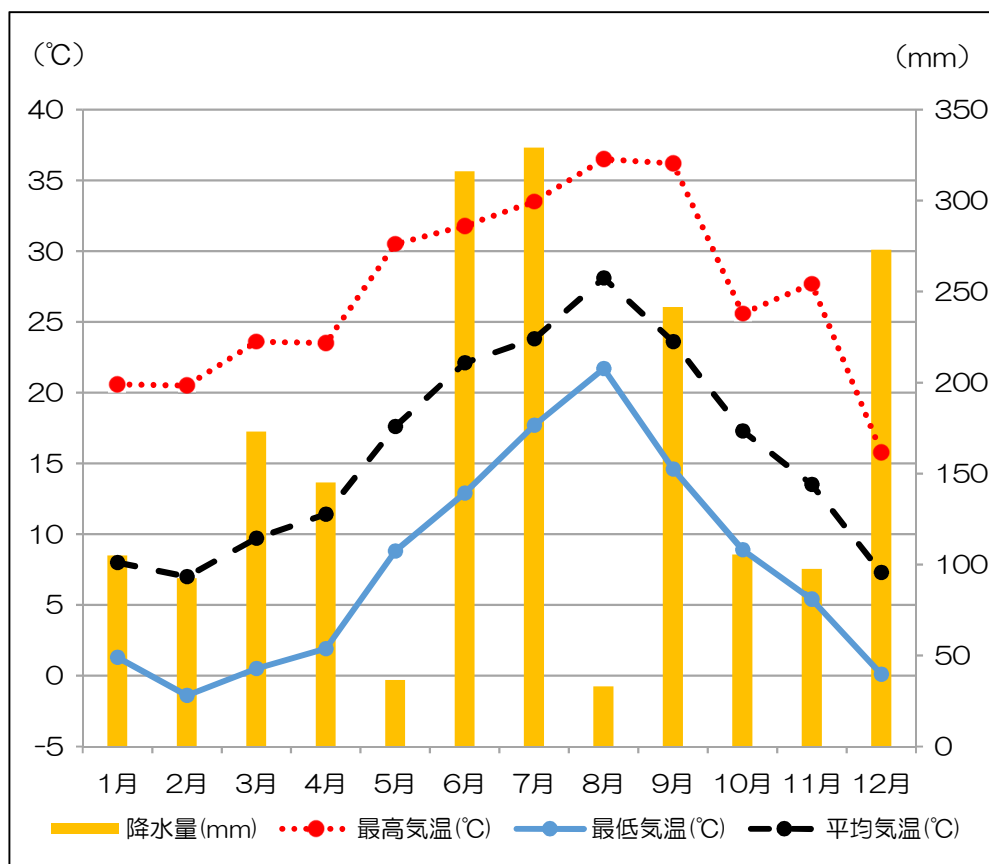
表 2-1-1 気象概況（令和2年）

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
最高気温（℃）	20.6	20.5	23.6	23.5	30.5	31.8	33.5	36.5	36.2	25.6	27.7	15.8	36.5
最低気温（℃）	1.3	-1.4	0.5	1.9	8.8	12.9	17.7	21.7	14.6	8.9	5.4	0.1	-1.4
平均気温（℃）	8.0	7.0	9.7	11.4	17.6	22.1	23.8	28.1	23.6	17.3	13.5	7.3	15.8
降水量（mm）	105.0	92.5	173.0	145.0	36.5	316.0	329.0	33.0	241.5	105.5	97.5	273.0	1947.5

出典：「気象統計情報」、気象庁ホームページ

観測地点：鳥取県塩津

図 2-1-2 気温と降水量（令和2年）

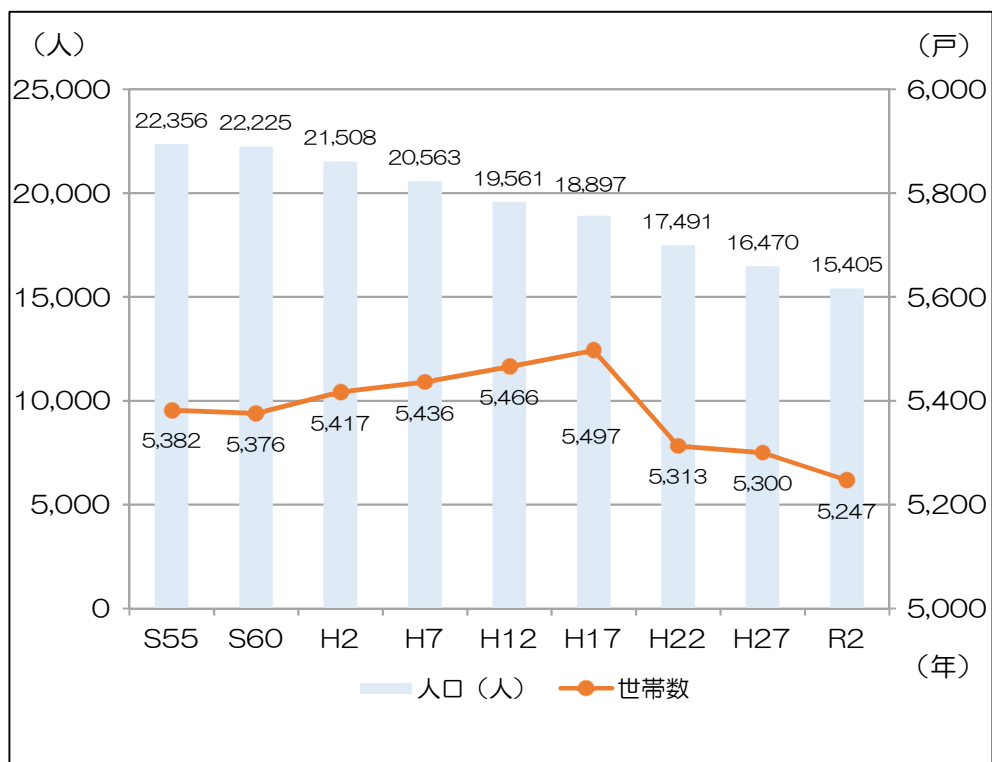


第2節 社会概況

1.人口・世帯数

本町の人口は令和2年の国勢調査によると15,405人、世帯数は5,247世帯となっています。国勢調査から見た本町の人口は、昭和55年以降は減少を続けています。

図 2-2-1 人口及び世帯数の推移



出典：国勢調査

2.人口区分ごとの人口及び割合

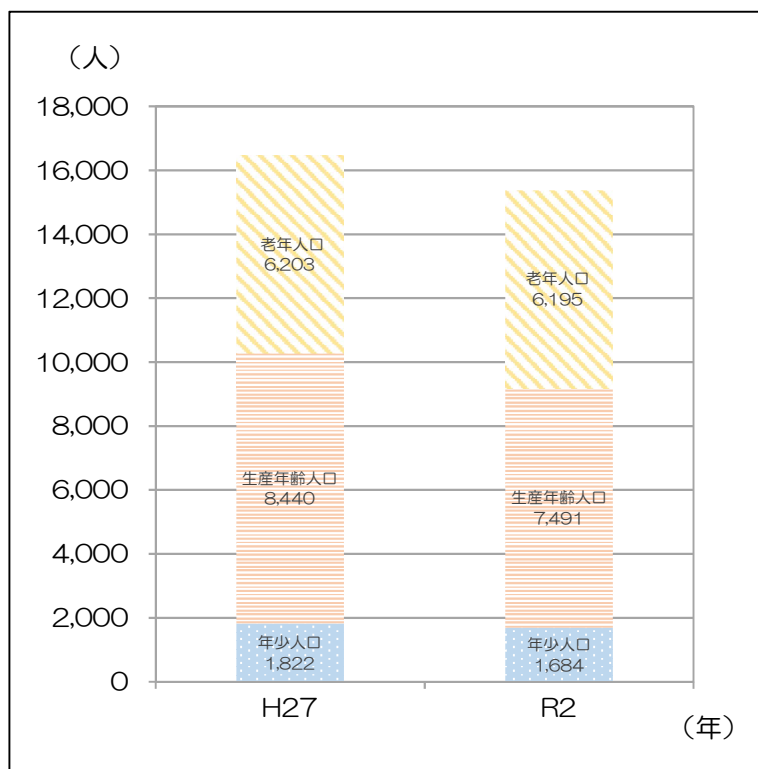
本町における平成27年及び令和2年の区分ごと人口は、表2-2-1のとおりです。年少人口、生産年齢人口、老年人口の全てが減少しています。平成27年と令和2年を比較すると、区分ごとの割合に大きな変化は見られませんが、老年人口よりも生産年齢人口が減少しています。年少人口指数が0.9ポイント増加し、老年人口指数が9.2ポイント増加しています。

表2-2-1 平成27年と令和2年の人口区分ごとの人口及び割合

	H27		R2	
	人口	割合 (%)	人口	割合 (%)
年少人口 (0~14 歳)	1,822	11.1	1,684	11.0
生産年齢人口 (15~64 歳)	8,440	51.3	7,491	48.7
老年人口 (65 歳以上)	6,203	37.7	6,195	40.3
合計	16,465	100.0	15,370	100.0
年少人口指数	21.6		22.5	
老年人口指数	73.5		82.7	

出典：国勢調査

図2-2-2 平成27年と令和2年の人口区分ごとの人口



3.産業

平成27年国勢調査による産業別就業者数の構成は、第1次産業25.5%、第2次産業19.1%、第3次産業55.4%となっており、農林漁業を専業に行う第1次産業の就業者数及びその割合は減少を続けています。農林漁業従事者の高齢化や後継者不足等が課題として挙げられます。

鉱業・建設業・製造業である第2次産業の就業者数も、年々減少しており、景気の低迷、公共工事の減少に伴い、事業の転換・多角化等が求められています。

表 2-2-2 産業別就業者人口（単位：人）

産業分類	H12	H17	H22	H27
第1次産業	3,315	2,849	2,570	2,252
農業、林業	3,190	2,716	2,470	2,156
漁業	125	133	100	96
第2次産業	3,098	2,421	1,804	1,688
鉱業	5	5	4	1
建設業	1,343	1,017	714	665
製造業	1,750	1,399	1,086	1,022
第3次産業	4,819	4,928	4,809	4,753
電気・ガス・熱供給・水道業	37	27	22	22
サービス業ほか	4,421	4,578	4,477	4,446
公務（他に分類されないもの）	361	323	310	285
合計（分類不能の産業を含む）	11,232	10,242	9,204	8,821

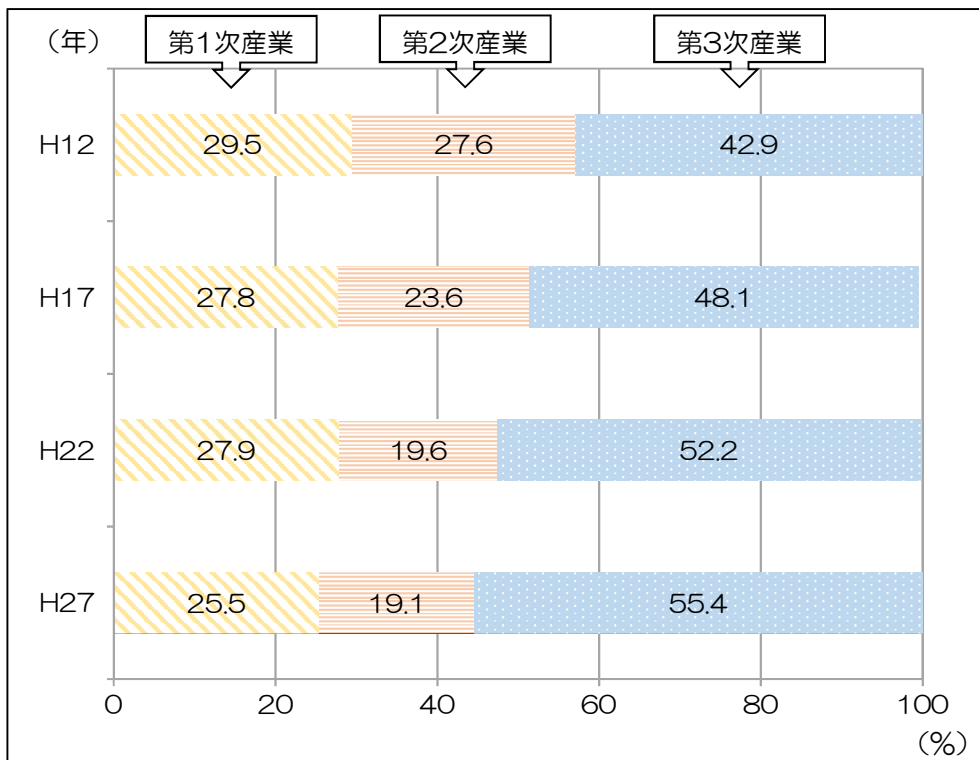
出典：国勢調査

表 2-2-3 産業別就業者割合（単位：%）

	H12	H17	H22	H27
第1次産業	29.5	27.8	27.9	25.5
第2次産業	27.6	23.6	19.6	19.1
第3次産業	42.9	48.1	52.2	55.4

出典：国勢調査

図 2-2-3 産業別就業者割合



4.交通

本町には、JR山陰本線と並行して国道9号、山陰道と広域農道、県道下市赤碕停車場線が東西を横断しており、複数の県道が南北に走っています。さらに車で45分の距離に米子鬼太郎空港があり国内外をつないでいます。

5.土地利用

本町の総面積のうち、その約30%が山林・原野であり、その他に区分されている国有林・保安林を含めた森林面積は、総面積のおよそ60%にあたります。

表 2-2-4 地目別面積

地目	山林・原野	農地	宅地	雑種地	その他	合計
面積 (ha)	57.51	45.01	5.84	3.04	78.43	189.83
割合 (%)	30.3	23.7	3.1	1.6	41.3	100.0

出典：固定資産税概要調書（令和3年）

第3節 将来計画

本町では、平成28年3月に「第2次大山町総合計画」を策定しました。総合計画は、まちづくりの最も基本となる方針を示したもので、本計画の上位計画に位置します。総合計画の基本構想の概要は次のとおりです。

表 2-3-1 第2次大山町総合計画の基本構想の概要

期 間	平成28～令和7年度（10年間）
基 本 理 念	楽しさ自給率の高いまちへ
将 来 像	<ul style="list-style-type: none"> ○まちを愛し、自ら支える人であられるまち ○多様な働きが生まれる、見つかるまち ○心身とも安心安全を実感できるまち ○みんながつながり合い思い合うまち ○自然に寄り添い自然を活かすまち
基 本 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○未来のまちを支えるひとづくり ○働き甲斐が感じられるしごとづくり ○生涯を通じて幸せを感じるぬくもりづくり ○手を取り助け合うなかまづくり ○地域の誇りや顔となるめぐみづくり
基 本 計 画	<p>第1章 教育・文化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.大山町に誇りを持つ学びを生み出すために 2.まちの魅力を語り、活かす人を増やすために 3.だれもが自分らしさや生きがいを見出すために <p>第2章 産業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.かっこいい一次産業を実現するために 2.魅力的な仕事を生み出していくために <p>第3章 保健・医療・福祉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.健康に暮らすことへの希望を持つために 2.支え合う地域に立ち戻るために 3.希望を持って子どもを生み育てるために <p>第4章 環境整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.暮らしやすくかっこいいまちをつくるために 2.人にも自然にもやさしいまちを実現するために 3.充実した情報通信環境を活かすために <p>第5章 生活環境</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安心安全を感じる暮らしのために <p>第6章 行財政</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.みんなが楽しみながらまちに関わるために 2.将来を見据えてまちを運営していくために

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1.ごみの種類

本町が分別して収集するものとしたごみの種類は表3-1-1のとおりです。10区分18種類に分けています。

表3-1-1 一般廃棄物（ごみ）の種類（令和3年度）

種 類		廃棄物の具体例	
可燃ごみ		生ごみ、紙くず、布類、木くず、革・ゴム類、軟質プラスチック類	
可燃粗大ごみ		町指定ごみ袋に入らない可燃ごみ	
不燃ごみ		金属類、陶磁器類、ガラス類、硬質プラスチック類、スプレー缶、小型電気器具等	
不燃粗大ごみ		町指定ごみ袋に入らない不燃ごみ	
資 源 ご み	古 紙 類	古新聞、チラシ	古新聞、チラシ
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	牛乳パック等で容量500ml以上のもの
		雑誌類	週刊誌・雑紙・教科書・封筒
	紙製容器包装		食料品や生活用品の空き箱、割り箸の袋、商品の包装紙
	缶・びん		飲料缶、指定びん以外のジュースびんや酒びん等の食品用の缶・びん
	指定びん		国産メーカーのビールびん
	発泡スチロール		食品用トレイ、発泡スチロール容器、カップ麺容器、梱包用緩衝材
	ペットボトル		飲料用、しょうゆ用PET製ボトル、ドレッシング
	電池		ボタン型電池・小型充電式電池以外の電池
蛍光管		蛍光管	
バッテリー		自家用自動車等のバッテリー	
混合粗大ごみ		電気カーペット、ソファー、マッサージチェア等の可燃物と不燃物の混合ごみ	
小型家電		パソコン、携帯電話、電話機、ラジオ、ドライヤー等の小型家電	

2. 本町が受け入れないごみ

収集運搬車両や処理施設の損壊、環境を損なう恐れがあるごみについては、本町では適正処理困難物として、その処理については取扱い販売店や専門業者に依頼するように指導しています。本町が受け入れない主な適正処理困難物とその対処方法は表 3-1-2 のとおりです。

表 3-1-2 本町が受け入れない主な適正処理困難物とその対処方法

主な適正処理困難物	対処方法
自動車・バイクのタイヤ・ホイール、廃油（機械油）、農薬、劇薬、毒物、中身が入ったままのペンキ缶、プロパンガスのボンベ、ホームタンク、ドラム缶、ピアノ、草刈り機（エンジン式）、チェーンソー（エンジン式）、ピアノ、電気温水器、大型ボイラー、石碑、墓石、石うす等の石材、ボーリング球、瓦、レンガ、コンクリート、ブロック、石膏ボード等建設廃材、消火器	購入先、販売店、又は専門業者等に依頼する
医療系廃棄物（注射器、針等）	受診した医療機関等に依頼する
テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、エアコン 洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫	販売店に引き取りを依頼、または、家電リサイクル券を購入し、指定取引場所に運搬する

3. ごみの種類別の回収方式

ごみの種類別の回収方式は表 3-1-3 のとおりです。可燃ごみ、不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみ、電池、蛍光管の収集運搬は、民間事業者へ委託しており、それらが所有する車両の一覧は表 3-1-4 のとおりです。搬入先は、可燃ごみは名和クリーンセンター、米子市クリーンセンターであり、不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみ（発泡スチロール除く）は鳥取県西部の市町村で構成する鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザです。発泡スチロールは町外の民間事業者へ搬出されます。電池、蛍光管は名和クリーンセンターに一時保管された後、県外の民間事業者へ搬出されます。

収集ごみのうち一部、または、収集されないごみは、ごみの種類ごとに名和クリーンセンター、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ、役場、大山公民館、名和公民館、中山公民館にて受け入れを行っています。混合粗大ごみを除くごみについては随時受け入れを行っており、混合粗大ごみについては年に 3 回受け入れを行っています。

可燃ごみ、可燃粗大ごみ、不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみ（紙製容器包装、缶・びん、指定びん、ペットボトル、発泡スチロール）、混合粗大ごみは有料化を導入しており、資源ごみ（古紙類）、電池、蛍光管、バッテリー、小型家電の処理手数料は無料です。

表 3-1-3 一般廃棄物の収集方法及び処理施設（令和 3 年度）

種類		収集ごみ（ステーション・一部戸別あり）		直接搬入ごみ	
		収集頻度	処理手数料	搬入先	処理手数料
可燃ごみ		週2回	大 42 円/枚 中 28 円/枚 小 21 円/枚	名和クリーンセンター	210 円/10 kg
可燃粗大ごみ		—	—	名和クリーンセンター	210 円/10 kg
不燃ごみ		月2回	大 42 円/枚 小 21 円/枚	西部広域リサイクルプラザ	178 円/10 kg
不燃粗大ごみ		2ヶ月に1回	大 42 円/枚 小 21 円/枚	西部広域リサイクルプラザ	178 円/10 kg
資源ごみ	古紙類	古新聞、チラシ	月2回	無	—
		古雑誌			
		ダンボール紙			
		紙パック			
	紙製容器包装	月1回	大 42 円/枚 小 21 円/枚	—	—
	缶・びん			西部広域リサイクルプラザ	178 円/10 kg
	指定びん			—	—
	ペットボトル			西部広域リサイクルプラザ	178 円/10 kg
発泡スチロール	—			—	
電池	2ヶ月に1回	無	—	—	
蛍光管	—	—	—	—	
バッテリー	—	—	名和クリーンセンター、役場	無料	
混合粗大ごみ	—	—	名和クリーンセンター	210 円/10 kg	
小型家電	—	—	名和クリーンセンター、公民館	無料	

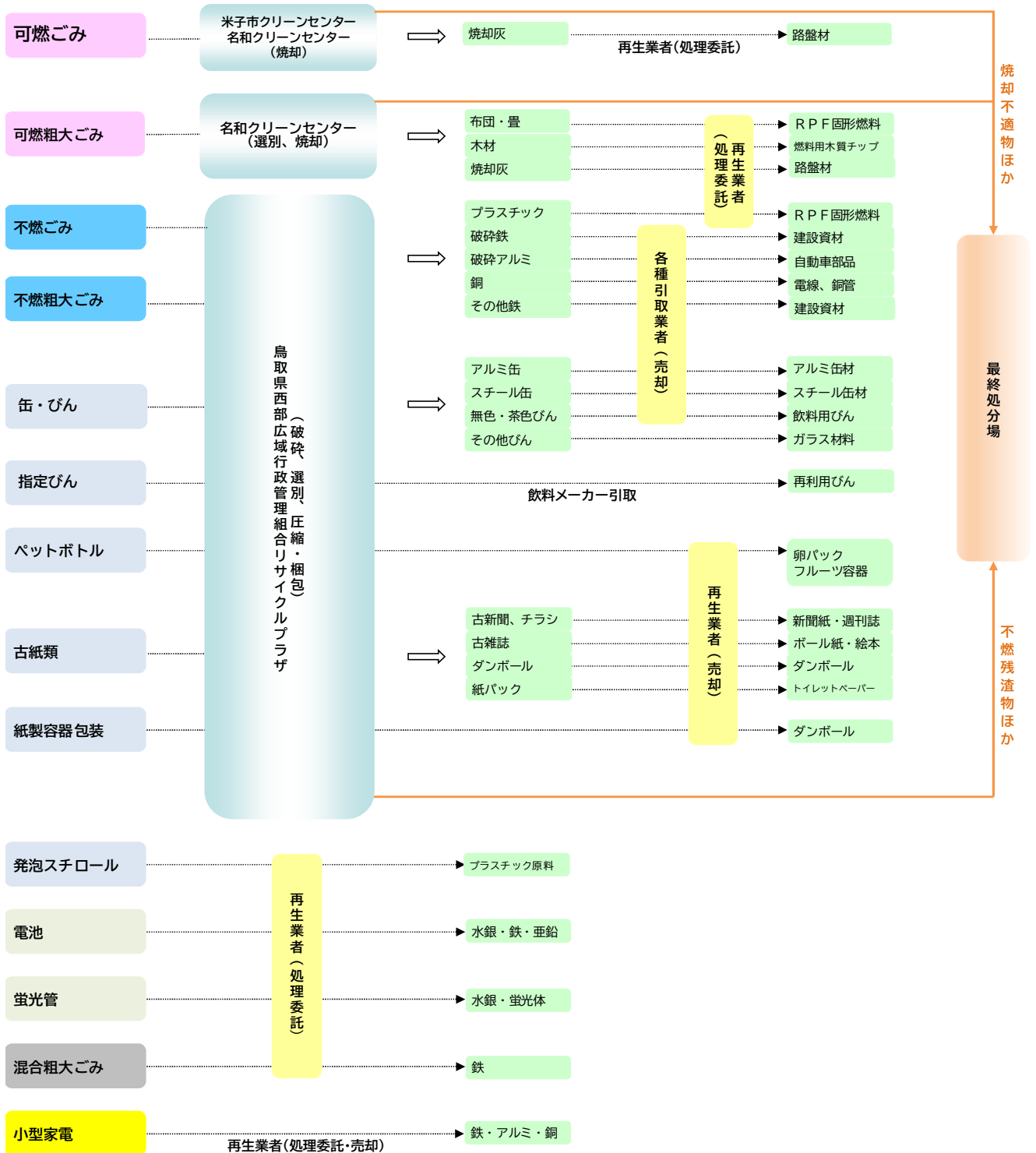
表 3-1-4 収集車両一覧（令和 3 年度）

車種	形式	台数（台）
パッカー車	2t	7
	3t	7
ダンプ車	2t	3
	3t	1
脱着装置付コンテナ車	4t	1
雪上車		2
キャブ車	1t	1
軽トラ	ダンプ式	4
トラック	4t	3
合計		29

4. ごみの処理体制及び主な資源化の流れ

本町のごみの処理体制及び主な資源化の流れは図 3-1-1 のとおりです。

図 3-1-1 ごみ処理体制及び主な資源化の流れ（令和 3 年度）



5.ごみの種類別発生量

ごみの排出量は及び町民1人1日あたりの排出量は、表3-1-5のとおりです。平成28年度以降は増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

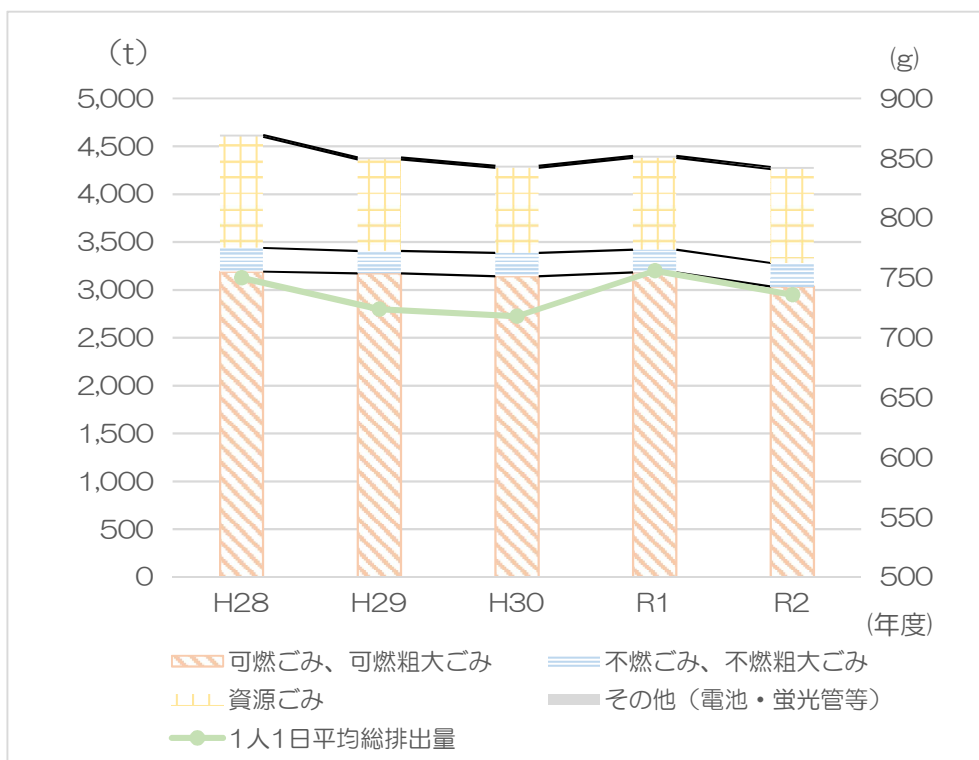
表3-1-5 ごみの種類別排出量の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
行政区域内人口（人）	16,867	16,585	16,399	16,241	15,953
可燃ごみ（t/年）	3,191	3,172	3,142	3,183	3,036
不燃ごみ（t/年）	230	218	226	215	224
不燃粗大ごみ（t/年）	19	18	21	22	23
資源ごみ（t/年）	1,160	955	889	960	980
その他（t/年）	20	20	20	21	22
合計（t/年）	4,620	4,383	4,298	4,401	4,285
1人1日平均総排出量（g/人・日）	750	724	718	756	736

※資源ごみには、古紙類、紙製容器包装、缶・びん、指定びん、発砲スチロール、ペットボトル、小型家電、可燃粗大ごみ一部（畳・布類、木くず）、廃食用油、県古紙含む。

※その他には、電池、蛍光管、混合粗大ごみ含む。

図3-1-2 ごみの種類別排出量の推移



6.ごみの性状

令和3年8月に実施した本町の可燃ごみの種類組成調査結果は、表3-1-6のとおりです。最も多い種類組成は、紙類・布類であり、乾燥重量ベースで約55.69%を占めています。次に、厨芥類が21.52%、ビニール類・合成樹脂が21.10%でした。低位発熱量、単位容積重量は表3-1-7のとおりです。

表3-1-6 可燃ごみの種類組成検査結果（令和3年8月、単位：％）

ごみの種類の組成	重量比
紙類・布類	55.69
ビニール、皮革、ゴム、合成樹脂	21.10
木、竹、わら類	1.69
厨芥類	21.52
不燃物類	0.00
その他	0.00
小計	100.0

表3-1-7 ごみ質検査結果（令和3年8月）

項目		重量比
3成分（％）	水分	56.75
	灰分	4.45
	可燃分	38.80
低位発熱量（kJ/kg）		5,900
単位容積重量（Kg/m ³ ）		191.82

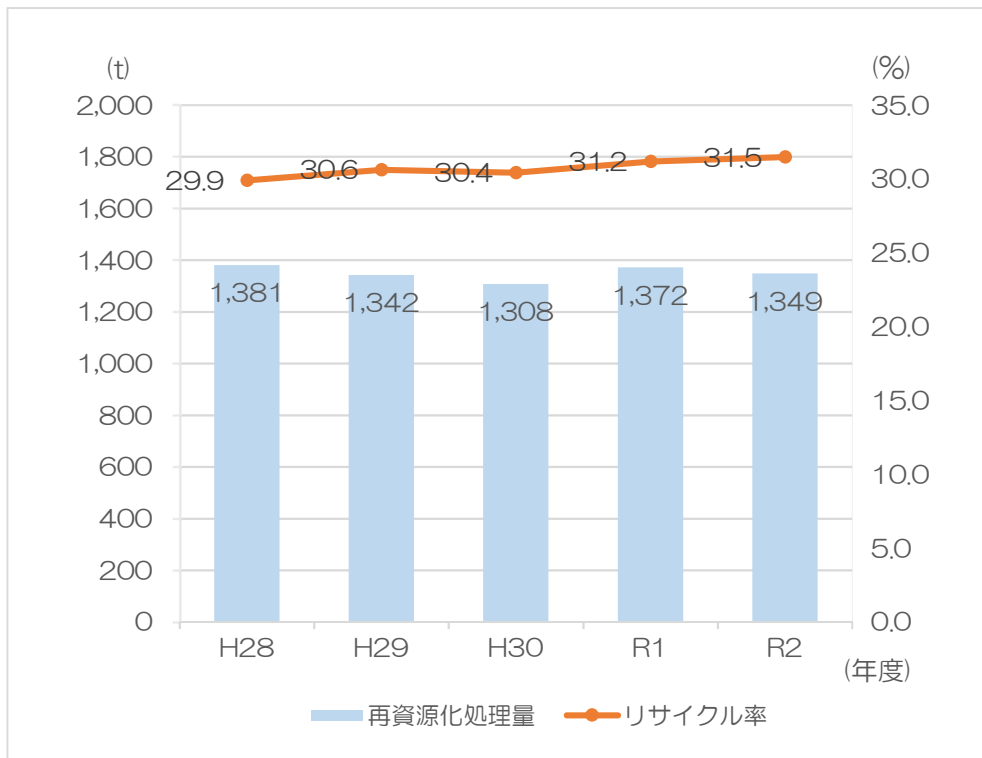
7. 再資源化

本町のリサイクル率は、表 3-1-8 のとおりです。おおむね、横ばいで推移しています。

表 3-1-8 再資源化処理量及びリサイクル率の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
再資源化処理量 (t/年)	1,381	1,342	1,308	1,372	1,349
リサイクル率 (%)	29.9	30.6	30.4	31.1	31.5

図 3-1-3 再資源化処理量及びリサイクル率の推移



8.中間処理

可燃ごみは名和クリーンセンター及び米子市クリーンセンターで処理しており、不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみ（古紙類、紙製容器包装、缶・びん、ペットボトル）については、鳥取県西部広域行政管理組合のリサイクルプラザにおいて適正に中間処理を行っています。中間処理施設では、極力資源化を行い、資源化できないものについては減量化・減容化をすることで、最終処分量の軽減を図り、環境に対する影響・負荷を最小限に抑えるよう努めています。

発泡スチロールは、民間事業者に委託して資源化を行っています。

可燃粗大ごみ（布類、木材）、その他のごみ（蛍光管、電池、小型家電、廃食油、混合粗大ごみ）については、民間事業者に委託し、法に則り適切に処理を行っています。

名和クリーンセンター、米子市クリーンセンター及び鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザの施設概要は表 3-1-9 及び表 3-1-10 のとおりです。

表 3-1-9 可燃ごみ処理施設

施設名称	名和クリーンセンター	米子市クリーンセンター
所在地	西伯郡大山町高田 2651-4	米子市河崎 3280-1
処理能力	8t/日（8h）	90t/24h×3 炉
稼動年月	平成 8 年 4 月	平成 14 年 4 月
燃焼設備	機械化バッチ燃焼式焼却炉	連続運転式焼却炉

表 3-1-10 不燃ごみ等処理施設

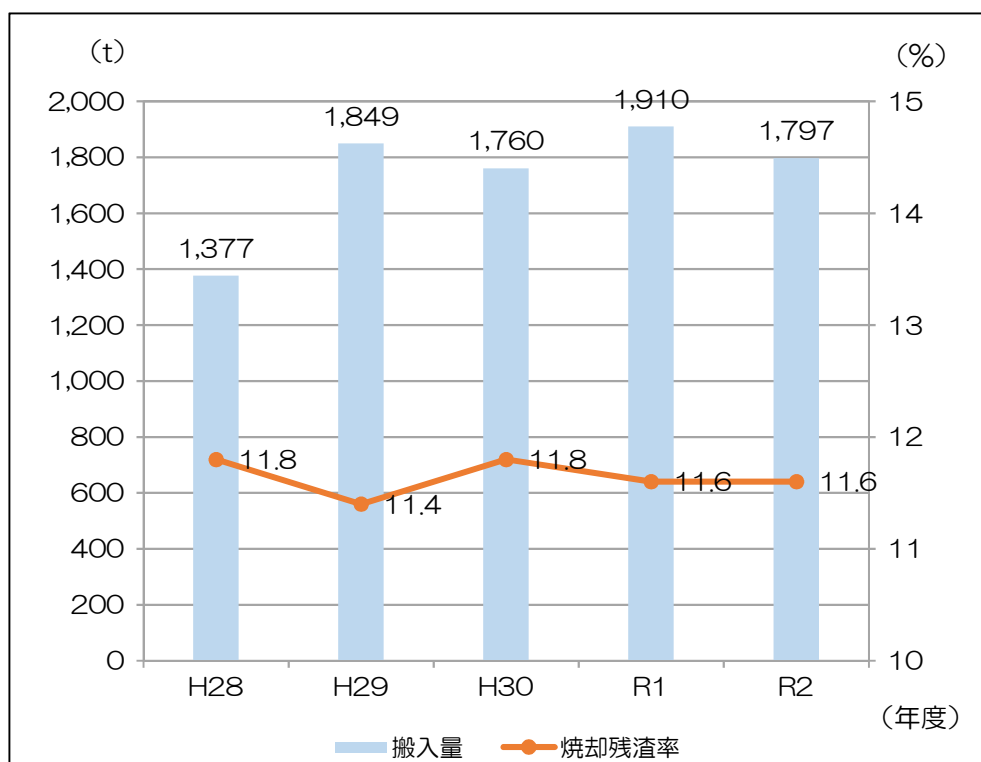
施設名称	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ	
所在地	西伯郡伯耆町口別所 630	
処理能力	不燃ごみ、不燃粗大ごみ処理設備	24.5t/日（5h）
	資源ごみ処理設備	10.0t/日（5h）
	ペットボトル処理設備	1.2t/日（5h）
稼動年月	平成 9 年 4 月	

名和クリーンセンターの焼却処理実績は、表 3-1-11 と図 3-1-4 のとおりです。可燃ごみの焼却量は平成 29 年度以降、ほぼ横ばいです。焼却残渣率は以下のように推移しています。

表 3-1-11 本町の焼却処理実績

	H28	H29	H30	R1	R2
搬入量 (t/年)	1,377	1,849	1,760	1,910	1,797
焼却残渣引取量 (t/年)	162	211	208	222	208
焼却残渣率 (%)	11.8	11.4	11.8	11.6	11.6

図 3-1-4 本町の焼却処理実績



9.最終処分

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザで破碎処理された不燃ごみの不燃物残渣を民間の最終処分場に埋立処理しています。

表 3-1-12 最終処分場の概要

施設名称	一般廃棄物第2 最終処分場
所在地	鳥取県米子市淀江町小波地内
埋立面積	31,825m ²
埋立容量	489,657m ³
供用開始	平成5年9月1日
埋立期間	平成5年度～令和13年度(予定)
埋立地の種類	管理型(オープン)
埋立地物の種類	不燃物残渣、溶融固化物、ダスト固化物、土砂・がれき類
侵出水処理能力	120 m ³ /日
侵出水処理方法	侵出水→流量調整→生物処理→凝集沈殿処理→砂ろ過処理 →ミクロンフィルター→RO装置→減菌処理→放流

表 3-1-13 本町の一般廃棄物第2 最終処分場埋立実績

	H28	H29	H30	R1	R2
不燃物残渣 (t/年)	162	211	225	155	158
埋立合計 (t/年)	162	211	225	155	158

10.ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は、表の3-1-14及び図の3-1-5に示すとおりです。
年間のごみ処理経費はほぼ横ばいで推移しています。

表 3-1-14 ごみ処理経費の状況

	H28	H29	H30	R1	R2
収集運搬経費（千円）	143,492	139,868	142,669	147,011	148,653
処理処分経費（千円）	156,319	139,890	156,067	151,925	153,131
その他（千円）	22,452	21,652	19,295	21,640	18,929
合計（千円）	322,263	301,410	318,031	320,576	320,713

出典：一般廃棄物処理業実態調査

図 3-1-5 ごみ処理経費の状況

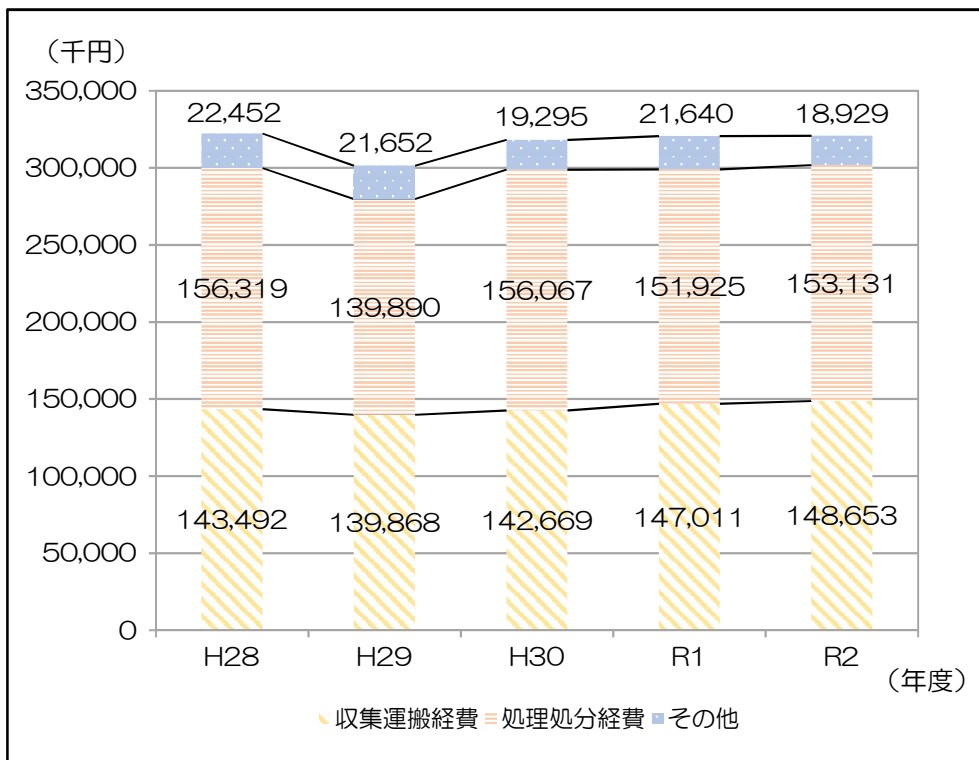


表 3-1-15 ごみ処理単価

	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ 1tあたりの処理費用(千円/t)	81	72	72	68	74
1人あたりごみ処理費用(千円/人)	22	19	19	19	20

※一般廃棄物処理業実態調査から算出

図 3-1-6 ごみ処理単価

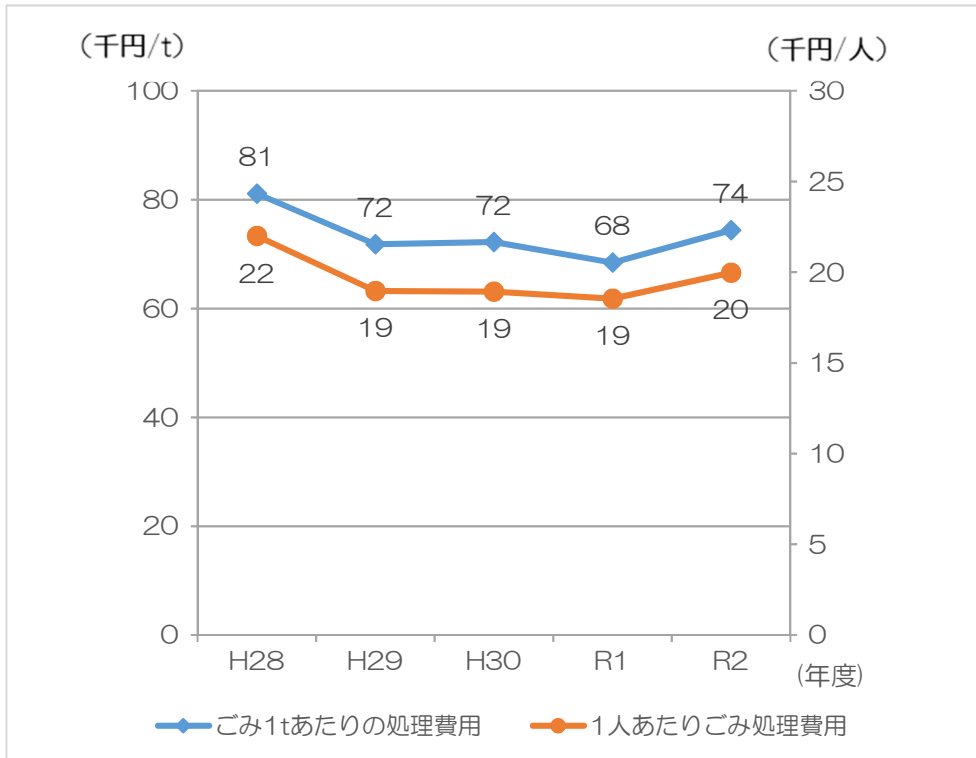
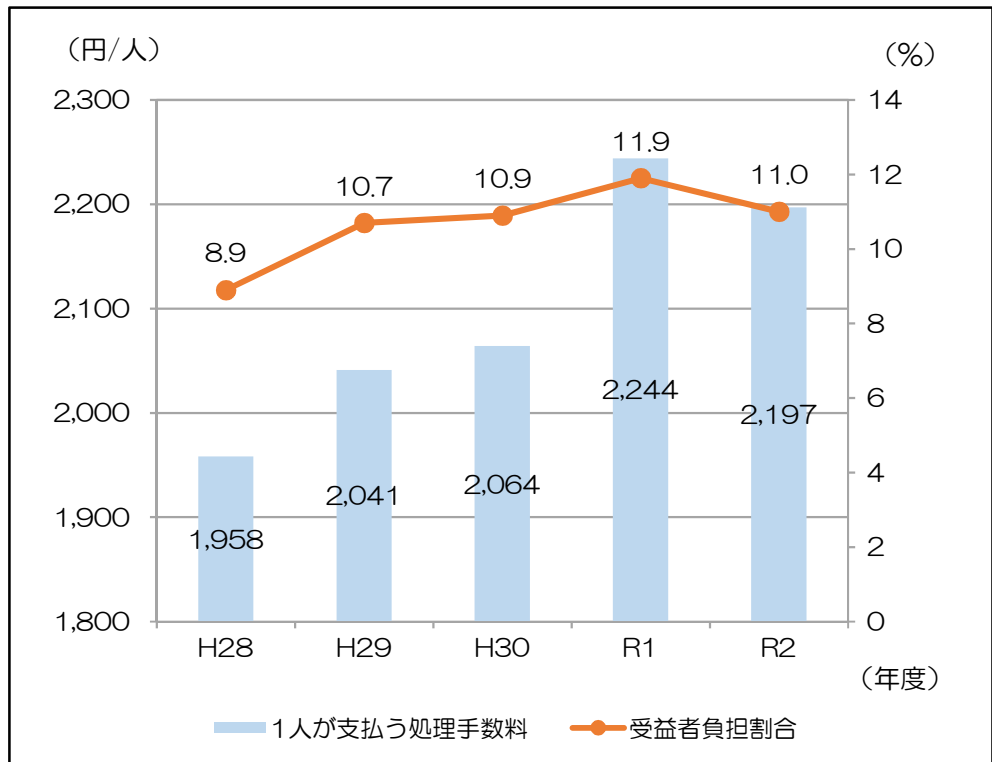


表 3-1-16 受益者の負担状況

	H28	H29	H30	R1	R2
1人が支払う処理手数料（円/人）	1,958	2,041	2,064	2,244	2,197
受益者負担割合（％）	8.9	10.7	10.9	11.9	11.0

※一般廃棄物処理業実態調査から算出

図 3-1-7 受益者の負担状況



11.ごみ処理の評価

令和元年度のごみ処理状況における本町及び全国の比較は表 3-1-17のとおりです。

(1) ごみの排出量

本町の 1 人 1 日あたりのごみの排出量は全国平均よりも少なくなっています。このことから、本町のごみの減量化の取り組みは、一定の成果をあげていると考えられます。

(2) リサイクル率

本町のリサイクル率は、全国平均を上回る数値です。このことから、資源物の分別収集が定着していると考えられます。

(3) ごみ処理経費

本町の 1 人あたりのごみ処理経費は、全国平均に比べて若干高くなっています。このことから、町民がごみを排出する場合の負担が大きくなっていると考えられます。

(4) 総評

本町のごみの減量及び再資源化の取り組みは、一定の成果をあげているといえますが、1 人あたりのごみ処理経費が大きく、人口減少が避けられず、財政がますます厳しくなっていく本町としては、ごみの焼却、再資源化、埋立、それぞれの費用対効果を検証し、ごみ処理を適切かつ経済的に実施していく必要があります。

表 3-1-17 令和元年度のごみ処理状況の大山町と全国平均の比較

	大山町	全国平均
1 人 1 日あたりのごみの排出量 (g/人・日)	756	918
リサイクル率 (%)	31.1	19.6
1 人あたりの廃棄物処理事業経費 (円/人・年)	18,876	16,400

※ 一般廃棄物処理業実態調査及び令和元年 10 月 1 日推計人口から算出

第2節 ごみ処理の課題

1.ごみの減量

平成28年度は年間約4,600tだったごみ排出量が令和2年度は約4,300tに減少しました。しかしながら、1人1日当たりのごみ排出量は、平成28年度以降増減を繰り返しており、大きな変化はありません。

ごみ排出量の減少は人口減少が要因と考えられ、引き続き、ごみの減量化を推進する施策の検討していく必要があります。

2.適正処理

可燃ごみの中へ鍋や、ハサミ等の不燃ごみの混入が確認されています。不燃ごみが混入するとコンベア等の焼却設備が損傷し、適正処理が困難になります。さらに、可燃ごみへの再資源化可能な古紙類、紙製容器包装の混入も見られます。また、不燃ごみや資源ごみの中に不適合物が混じっている場合もあります。

分別排出に対する町民の意識の向上を図るため、積極的な情報提供を継続していく必要があります。

3.ごみ処理費用

人口減少、特に生産年齢人口の減少により税収が減少していく中で、ごみ処理経費は大きく増加はしていませんが、1人当たりの負担は増加しています。

ごみの適正処理を前提としたうえで、より費用対効果の高いごみ処理体制の構築も併せて検討する必要があります。

4.ごみ出し困難者の支援

本町の高齢化率は、令和3年10月末時点で40.1%（住民基本台帳に基づく）を超えており、超高齢社会を迎えています。高齢者のみの世帯・単身世帯は今後増加することが想定され、ごみを収集場所まで出すことが困難な方が増えていくと考えられます。

行政や地域、福祉に関する様々な主体と連携して、社会環境の変化に応じた適切な支援体制の構築を図っていく必要があります。

5.不法投棄対策

山林、林道、道路の待避所、道路脇谷側斜面等の人目につきにくい場所で不法投棄が発生しています。不法投棄員が定期的に町内をパトロールしていますが、対策は後手に回っています。対策として、看板や監視カメラの設置、鳥取県との合同パトロールの実施やごみの適正処理について町民や事業者の啓発を行うとともに、警察機関や地域住民と連携を図って監視体制を強化する必要があります。

6.海岸漂着物

本町では、沿岸に絶えず漂着物が流れ着き、美しい景観を損ねています。関係機関等と

協力して海岸漂着物対策に取り組んでいく必要があります。

7.野焼き

本町では、野焼き対策として、広報誌及び防災無線放送を活用した啓発に取り組んできましたが、野焼きが後を絶ちません。今後も広報誌等を活用した啓発活動を継続するとともに、野焼きをする人に対しては、口頭又は文書で是正指導を行い、悪質な場合は、警察への通報を含めた対応を行う必要があります。

8.災害廃棄物処理体制

平成 27 年 7 月に本町を含めた鳥取県西部の 7 町村と鳥取県産業廃棄物協会及び鳥取清掃事業協同組合が大規模災害で発生するがれき等の廃物処理に関する協定をはじめ、災害発生時の対応についての協定を締結してきました。また、災害廃棄物処理計画、初動時のマニュアル、仮置場の運営マニュアルを作成し、仮置場の運営や処理体制について検討を進めるとともに、周辺地域の自治体との連携体制の構築を図る必要があります。

9.最終処分場の整備

本町は最終処分場を所有していません。また、鳥取県西部広域行政管理組合も最終処分場を所有していません。民間に最終処分を委託していますが、現在使用している最終処分場は令和 13 年度に埋立完了となる見込みです。ごみの減量化を進めるとともに、新しい最終処分場を確保する必要があります。

10.ごみ処理の広域化

本町は、不燃ごみ及び資源ごみの中間処理、処理残渣の最終処分等を鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザで実施しています。令和 14 年度にはごみの広域処理を行うこととしています。「鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会」及び「鳥取県西部のごみ処理のあり方検討プロジェクトチーム」での協議が行われ、令和 3 年に鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想が策定されました。今後、処理施設、最終処分場の候補地の選定等の検討に入ります。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理基本方針

1.基本方針

ごみの発生を抑制し、排出量の削減を図るとともに、資源ごみの分別排出の徹底を図り、循環型社会の形成を推進します。

排出されたごみについては、処理施設において経済的、技術的に可能な限り再資源化を行い、最終的に残ったものについてのみ埋立による最終処分を行います。

また、ごみの排出抑制・再資源化のためには、町民・事業者・行政が相互に連携・協力しながら取組を進めていく必要があります。さらなる排出抑制・再資源化の推進に向けて、町民や事業者への普及啓発の強化を図ります。

2.ごみの排出抑制・再資源化目標

本計画における本町のごみの排出抑制・再資源化の実績及び目標は、表 4-1-1 のとおりです。

表 4-1-1 ごみの排出抑制・再資源化目標

指標値	目標値
1人1日 あたりの ごみ排出量	令和2年度（2020年度）比で令和13年度（2031年度）までに 約2.9%以上削減 [21g/人・日以上]、 ごみ排出量は <u>715g/人・日</u>
リサイクル率	令和13年度（2031年度）までに <u>37.7%以上</u>

3.計画ごみ量

本町の計画ごみ量は表 4-1-2 及び表 4-1-3 のとおりです。

表 4-1-2 計画ごみ量（総排出量）

		実績	目標	
		令和2年度	令和13年度	
可燃ごみ (t/年)		3,036	2,469	
不燃ごみ (t/年)		247	179	
資源ごみ	古紙類	①新聞紙 (t/年)	126	111
		②ダンボール (t/年)	52	46
		③牛乳パック (t/年)	3	3
		④雑誌類 (t/年)	99	87
	紙製容器包装 (t/年)		14	12
	缶・びん (t/年)		108	95
	指定びん (t/年)		0	0
	発泡スチロール (t/年)		5	4
	ペットボトル (t/年)		22	19
	電池 (t/年)		6	5
蛍光管 (t/年)		2	2	
混合粗大ごみ (t/年)		14	9	
小型家電 (t/年)		3	3	
木くず (t/年)		299	280	
畳、布類 (t/年)		25	20	
その他（廃食用油、県古紙） (t/年)		224	222	
総排出量 (t/年)		4,285	3,566	
1人1日あたり家庭から排出するごみ量 (g)		573	533	
1人1日あたりのごみ排出量 (g)		736	715	
最終処分量 (t/年)		158	139	
リサイクル率 (%)		31.5	37.7	

表 4-1-3 計画ごみ量（家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量）

		家庭系		事業系		
		実績 令和2年度	目標 令和13年度	実績 令和2年度	目標 令和13年度	
可燃ごみ (t/年)		2,609	2,093	427	376	
不燃ごみ (t/年)		245	177	2	2	
資源ごみ	古紙類	①新聞紙 (t/年)	120	105	6	6
		②ダンボール (t/年)	50	44	2	2
		③牛乳パック (t/年)	3	3	0	0
		④雑誌類 (t/年)	94	82	5	5
	紙製容器包装 (t/年)		13	11	1	1
	缶・びん (t/年)		103	90	5	5
	指定びん (t/年)		0	0	0	0
	発泡スチロール (t/年)		5	4	0	0
	ペットボトル (t/年)		21	18	1	1
	電池 (t/年)		6	5		
蛍光管 (t/年)		2	2			
混合粗大ごみ (t/年)		14	9			
小型家電 (t/年)		3	3			
木くず (t/年)		15	14	284	266	
畳、布類 (t/年)		25	20			
その他（廃食用油、県古紙） (t/年)		11	9	213	213	
総排出量 (t/年)		3,339	2,689	946	877	

第2節 ごみ処理体制

計画目標年次である令和13年度（2031年度）の本町のごみ処理体制は、図4-2-1のようになります。

本町の可燃ごみは令和3年度現在、名和クリーンセンター及び米子市クリーンセンターで焼却処理を行っています。今後も維持管理を行いながら、名和クリーンセンターでの焼却及び米子市クリーンセンターへの処理委託を継続していくものとします。

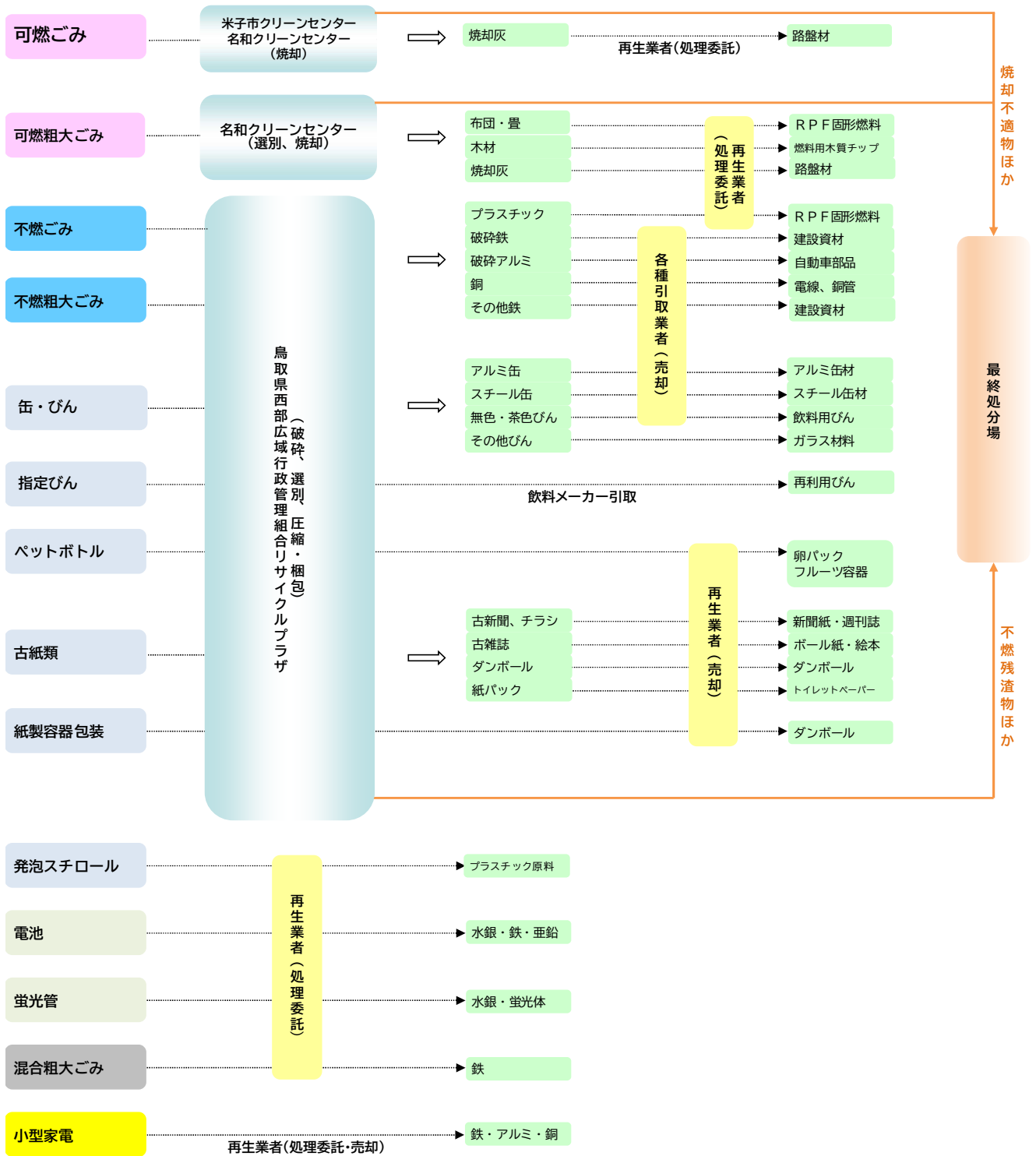
不燃ごみ、不燃粗大ごみ及び資源ごみ（古紙類、紙製容器包装、缶・びん、ペットボトル）については、鳥取県西部の市町村で構成する鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザで中間処理を行うものとします。リサイクルプラザに搬入した資源ごみ（指定びん除く）は、資源化不適物の除去・圧縮・破砕・梱包等の中間処理後に民間事業者へ売却します。不燃ごみと不燃粗大ごみはリサイクルプラザで破砕・選別後、金属類を回収し資源化します。リサイクルプラザで資源化できない不燃物残渣等は民間事業者の最終処分場で埋立処分するものとします。

発泡スチロールは、民間事業者へ委託して資源化を行うものとします。

可燃粗大ごみ（布類、木材）、その他のごみ（蛍光灯、電池、小型家電、廃食油、混合粗大ごみ）については、民間事業者へ委託または民間事業者と連携して処理を行うものとします。

ごみの適正処理を前提としたうえで、より経済的に合理的なごみ処理体制を検討することとします。

図 4-2-1 ごみ処理体制及び主な資源化の流れ（令和 13 年度）



第3節 ごみの収集・運搬計画

1.基本方針

分別排出の周知を図るとともに、排出されたごみの収集・運搬を安全かつ衛生的に実施します。

2.ごみ収集対象区域

本町の行政区域内全域とします。

3.ごみ収集・運搬機材

ごみの収集・運搬業務は民間事業者に委託します。ごみの収集・運搬機材は表 4-3-1 のとおりです。ごみ質、受け入れ体制が大きく変化した場合、必要に応じて見直しを行います。

表 4-3-1 ごみの収集・運搬機材（令和 13 年度）

車種	形式	台数
パッカー車	2t	7
	3t	7
ダンプ車	2t	3
	3t	1
脱着装置付 コンテナ車	4t	1
雪上車		2
キャブ車	1t	1
軽トラ	ダンプ式	4

4.ごみの収集区分

ごみの分別収集区分と収集方法は、表 4-3-2 のとおりとします。ごみ質やごみ量の変化、処理・処分方法、施設での受入れ体制の変更等状況が大きく変化した場合は、効率的な収集・運搬体制を検討し、適宜見直しを行います。

表 4-3-2 一般廃棄物の収集方法及び処理施設（令和 13 年度）

種類		収集ごみ（ステーション・一部戸別あり）		直接搬入ごみ	
		収集頻度	処理手数料	搬入先	処理手数料
可燃ごみ		週2回	大 42 円/枚 中 28 円/枚 小 21 円/枚	名和クリーンセンター	210 円/10 kg
可燃粗大ごみ		—	—	名和クリーンセンター	210 円/10 kg
不燃ごみ		月2回	大 42 円/枚	西部広域リサイクルプラザ	178 円/10 kg
不燃粗大ごみ		2ヶ月に1回	小 21 円/枚	西部広域リサイクルプラザ	178 円/10 kg
資源ごみ	古紙類	古新聞、チラシ	無	—	—
		古雑誌			
		ダンボール紙			
		紙パック			
	紙製容器包装	月1回	大 42 円/枚 小 21 円/枚	—	—
	缶・びん			西部広域リサイクルプラザ	178 円/10 kg
	指定びん			—	—
ペットボトル	西部広域リサイクルプラザ			178 円/10 kg	
発泡スチロール	—			—	
電池（小型充電式電池）		—	—	名和クリーンセンター、公民館	無料
電池（乾電池・ボタン型電池）		2ヶ月に1回	無	—	—
蛍光管				—	—
バッテリー		—	—	名和クリーンセンター、役場	無料
混合粗大ごみ				名和クリーンセンター	210 円/10 kg
小型家電				名和クリーンセンター、公民館	無料

5.事業系一般廃棄物

廃棄物処理法第 3 条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めています。しかし、町内の事業所は、比較的小規模の事業所が多いため、一部を除き事業系一般廃棄物を家庭系ごみと同様に分別排出することで、施設への受入れを行っています。今後も、事業者に対して事業系一般廃棄物の排出抑制や再生利用についての指導を行います。

6.本町が受け入れないごみ

本町が受け入れない主要なごみとその対処方法は、表 4-3-3 のとおりとします。受け入れないごみは適正処理困難物として、その対処方法の周知と指導を行います。

表 4-3-3 本町が受け入れない主な適正処理困難物とその対処方法

主な適正処理困難物	対処方法
自動車・バイクのタイヤ・ホイール、廃油（機械油）、農薬、劇薬、毒物、中身が入ったままのペンキ缶、プロパンガスのボンベ、ホームタンク、ドラム缶、ピアノ、草刈り機（エンジン式）、チェーンソー（エンジン式）、ピアノ、電気温水器、大型ボイラー、石碑、墓石、石うす等の石材、ボーリング球、瓦、レンガ、コンクリート、ブロック、石膏ボード等建設廃材、消火器、	購入先、販売店、又は専門業者等に依頼する。
医療系廃棄物（注射器、針等）	受診した医療機関等に依頼する
テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、エアコン 洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫	販売店に引き取りを依頼、または、家電リサイクル券を購入し、指定取引場所に運搬する

7.ごみ処理体制の改善

人口減少、特に生産年齢人口の減少により税収が減少しています。ごみの適正処理を前提としたうえで、より経済的なごみ処理体制を検討していきます。可燃ごみを焼却処理している名和クリーンセンターは、本計画の目標年である令和 13 年度には平成 8 年の供用開始から 35 年が経過します。設備の老朽化によって修繕では焼却能力を維持できなくなるおそれがあります。そこで、令和 14 年度を目標に鳥取県西部地区でのごみの広域処理・施設の集約化を図り、持続可能な適正処理を確保し、効率的なごみ減量化政策の実施や資源循環体制の構築を目指します。

(1) 効率的な収集体制の検討

家庭系ごみの収集は民間事業者による委託収集によって実施しており、収集体制については町内各地区ごとに、収集サービスの維持や災害時での収集体制の確保等、安定的かつ継続的な収集運搬を行えるよう、民間事業者との連携による効率的な収集体制のあり方について検討していきます。また、現在、可燃ごみの一部を米子市へ搬入しており、引き続き、計画的に搬入していきます。

国においては、プラスチック資源の効果的・効率的なリサイクルに向け、プラスチック製容器包装と併せてこれまで回収されなかったプラスチック製品を一括して分別回収すること等を検討しています。このため、本町においても社会情勢に対応しながら、収集体制の適宜見直しを行っていくものとします。

(2) 収集運搬における環境負荷の低減

平成 27 年（2015 年）に合意したパリ協定では気温上昇を 2 度未満とし、1.5 度に抑える努力を行うことが求められています。国においては令和 32 年度（2050 年度）までに温室効果ガスの出量を実質ゼロにすることを表明する等、ごみ処理分野においても温室効果ガス削減に向け取組の推進が求められます。ごみの収集運搬で発生する窒素酸化物や二酸化炭素は温室効果ガスであり、その削減による環境負荷の低減が重要となります。このため、本町でも収集運搬でのエコドライブや電気自動車等の次世代自動車の導入や IoT の活用等を推奨していくものとします。

第4節 ごみの排出抑制・再資源化の取組み

1. 生ごみ減量化・資源化の推進

(1) 食品ロス削減の推進

生ごみの中には、食べ残しや手つかずの食品といった「食品ロス」が多く含まれており、食品ロスの削減は食べ物を無駄にしないこととともに、ごみの減量にも繋がる重要な取組となります。このため、本町では町民や事業者への食品ロス削減に向けた情報提供を行うとともに食品を提供する事業者と連携した食品ロス削減を進めていくものとしていきます。

(2) 水切りの推進

生ごみの減量には食べ切りや使い切りが重要であり、生ごみに多量に含まれる水分を減らすことも有効な取組の1つです。生ごみの水分量は乾燥や水切りによるひと手間で減量行うことが可能であることから、減量方法や減量効果を分かりやすく説明する等、生ごみの水切りを推進していきます。

(3) 家庭における自主的な生ごみ資源化の啓発

生ごみについては、各家庭で堆肥化を行い家庭菜園で利用することが可能です。生ごみの堆肥化は食べ切りや使い切りが難しい野菜や果物の皮等も減量することが可能となり、その取組の推進が重要となります。堆肥化の方法は複数存在しており、個々の町民がそれぞれのライフスタイルに応じた堆肥化方法を選択して利用できるよう、生ごみの資源化方法の情報提供を行っていきます。

2. 使用済みプラスチック類削減の推進

(1) 使い捨てプラスチック類の削減に向けた啓発

近年問題となっている海洋プラスチックやマイクロプラスチック等への対策として、国が策定した「プラスチック資源循環戦略」ではワンウェイプラスチックの使用削減等を目標として掲げています。一方、新型コロナウイルスの感染拡大からワンウェイプラスチックの役割が再認識されている状況にあり、社会情勢の変化や鳥取県とも連携を図りながら、事業者や町民等に対してプラスチック類の過剰な使用の削減（マイバック、マイボトルの利用等）を促す等、意識啓発を図ります。

(2) プラスチック製容器包装・製品の原材料切替に向けた情報提供

鳥取県では4R+Renewable（持続可能な資源）を推進しており、原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替えた上で、できる限り長期間使用することを目指しています。鳥取県との連携も図りながら、容器包装・製品原料をバイオマスプラスチック等の再生資源に切り替えるための情報提供を行う等、代替製品の普及等を図る取組を推進していきます。

3.町民及び事業者のごみ分別・適正排出意識の向上

(1) 様々な媒体を活用した普及啓発

ごみ減量や資源化の取組を推進していく上では、4Rの必要性やごみ排出ルールや資源化方法の情報を確実に伝えていくことが重要です。近年の情報通信技術の発展はめまぐるしいものがあり、生活に様々な変革が起きている状況にあります。一方、高齢化社会も進行しており、情報を受ける立場によって情報の入手方法が異なることも想定されます。このため、インターネットやごみ分別アプリ、広報誌等の様々な媒体を活用し、情報を受ける側のニーズを考慮した情報提供と啓発を推進していきます。

(2) 民間の資源化ルートの把握・活用

資源化が可能なものについては、民間の処理ルートを活用することにより、資源化が推進されるとともに、自治体で処理するごみ量の減量につながります。このため、事業系ごみの紙類や生ごみ等については民間処理施設での処理を推進するため、民間の資源化ルートの把握と情報提供に努めていきます。一方、プラスチック製容器包装・製品については消費者からの円滑な自主回収・リサイクルを求める動向も確認でき、自主回収を後押しする仕組みづくり等について国の動向も踏まえ、検討していきます。

(3) 大山町廃棄物減量等推進員

地域のなかから廃棄物減量等推進員を選任し、地域と本町のパイプ役として、ごみの出し方の指導、ごみ集積場所の状況を確認し必要に応じた指導や対応をしてもらいます。同時に、ごみの減量及び適正な処理について本町の施策に協力してもらいます。

4.小型家電の資源化の継続

(1) 小型家電の資源回収の継続的实施

本町では、家庭から排出される小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の有用金属の有効利用を推進するため、小型家電の資源化を実施していきます。小型家電の資源化はごみの減量とともに、資源枯渇への対応にも寄与することから、今後も小型家電の資源化を継続していきます。

(2) 小型家電の資源化の更なる推進に向けた啓発

小型家電は拠点回収により回収を行っている状況にあります。個々の町民がそれぞれのライフスタイルに応じた回収方法を選択して利用できるよう、小型家電の資源回収方法の情報提供を行っていきます。

5.焼却残渣の資源化の継続

名和クリーンセンターで発生する焼却残渣は酸化カルシウムや二酸化ケイ素等、セメントに必要な主要成分を多く含み、セメント原料として資源化を行うことが可能であるので、引き続き、資源化に努めていきます。

6.小学生への環境学習の継続

本町では小学生を対象として名和クリーンセンターの見学等を実施し、ごみに関する関心を高めるための取組を行っています。今後も、小学生を対象とした環境学習の取組を継続していくとともに、他自治体の取組内容等も調査し、更なる環境学習活動を推進する取組を検討していきます。

7.町民の役割

大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条第1項では「住民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用若しくは不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。」としています。

(1) 容器包装廃棄物の排出抑制

町民は次の点について、できる限り容器包装の排出抑制に取り組むものとします。

- (ア) マイバック、ふろしき等を利用したレジ袋の削減
- (イ) 簡易包装されている商品、詰め替え可能な商品等を選択

(2) 環境物品の使用促進、使い捨て品の使用抑制

町民は可能な限り、物を無駄に消費しない生活スタイルに切り換え、次の点等について実施に取り組むものとします。

- (ア) 環境への負荷の少ないグリーン商品・サービスを利用する。
- (イ) トイレットペーパー等に再生品を使用する。
- (ウ) リターナブルビン等のリターナブル容器を用いている製品を選択する。

8.事業所の役割

大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条第1項には、事業者における廃棄物の排出抑制について定義されています。本計画の事業者の役割については、条例に基づき決定することとします。なお、本計画においては、一般廃棄物を対象とします。

(1) 発生源における排出抑制

事業者は、原材料の選択や製造工程を工夫することにより、自ら排出するごみの排出抑制に努めることとします。

(2) 過剰包装の抑制

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、包装の簡略化、繰り返し使用できる容器等の適正化を図った商品の製造又は販売を行い、廃棄物の排出抑制に努めることとします。

(3) 流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制

事業者は以下の点について努めることとします。

- (ア) 物の製造、加工、販売等に際して再使用が可能な包装、容器等の普及
- (イ) 使用後の包装、容器等の回収策を講じ、その包装、容器等の再利用促進
- (ウ) 町民が商品の購入等に際して、当該商品に適正な包装、容器の選択が可能なものであるとともに、町民がその包装、容器等を不要とし、返却する場合は回収すること。

(4) 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

事業者も町民と同様に可能な限り、物を無駄に消費しない事業スタイルに切り換え、次の点等について実施に取り組むものとします。

- (ア) 環境への負荷の少ないグリーン商品・サービスを利用する。
- (イ) トイレットペーパー等に再生品を使用する。

(5) 食品廃棄物の排出抑制

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業や外食産業においては次の点について実施に取り組むものとします。

- (ア) 食品小売業における販売方法の工夫
- (イ) 外食産業における食べ残し等の削減

第5節 ごみの中間処理計画

1.基本方針

可燃ごみについては、名和クリーンセンター及び米子市クリーンセンターで適正に中間処理を行います。不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみ（古紙類、紙製容器包装、缶・びん、ペットボトル）については、鳥取県西部広域行政管理組合のリサイクルプラザにおいて適正に中間処理を行います。中間処理施設では、極力資源化を行い、資源化できないものについては減量化・減容化を図り、最終処分量を軽減します。また、環境に対する影響・負荷を最小限に抑えるための方策を講じます。

発泡スチロールは、民間事業者に委託して資源化を行うものとします。

可燃粗大ごみ（布類、木材）、その他のごみ（蛍光管、電池、小型家電、廃食油、混合粗大ごみ）については、民間事業者に委託し、法に則り適切に処理を行います。

2.中間処理施設の維持管理

名和クリーンセンターは平成8年より稼働し、25年が経過しました。高温で安定的にごみの焼却を行うことや排ガス処理設備等の設置により、ダイオキシン類や大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく規制物質の発生を抑制し、周辺環境の保全を果たしています。今後も、適切な運転管理による排ガス対策等により、周辺環境の保全を行うものとします。

また、施設の長寿命化を図るため、必要に応じた定期的な点検、計画的な修繕を実施し、適正な維持管理を行い安定した焼却に努めます。

3.情報公開

廃棄物処理法改正（平成23年4月1日施行）において、廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表が義務付けられました。本町では、名和クリーンセンターで焼却した一般廃棄物の量やダイオキシン類の排出状況等施設の運営管理状況について、本町のホームページ等で情報公開をしていきます。

第6節 最終処分計画

1.基本方針

組合の中間処理施設で発生した残渣は、民間事業者の最終処分場において埋立処分します。

2.最終処分量

本町で発生するごみの最終処分量の実績・目標は、表 4-6-1 のとおりです。

表 4-6-1 最終処分量の実績・目標

項目	現況（令和2年）	目標年次（令和13年度）
最終処分量	158t	139 t

3.最終処分場の管理維持管理

環境に対する影響・負荷を最小限に抑えるため、最終処分場で埋立処分する廃棄物の質を適正に管理します。

4.新規最終処分場の整備

本町の一般廃棄物は、鳥取県西部広域行政管理組合をとおして民間事業者の最終処分場で処分しています。現在使用している最終処分場は、令和13年度（2031年）に埋立完了になる見込みです。そこで、新たな最終処分場を整備する必要があります。鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想において、整備を進めていきます。

第7節 その他のごみ処理に関する取組み

1.ごみ出し困難者への支援

高齢化が進行しており、今後、自力でごみを収集場所まで出すことが困難となる者が増加することが考えられています。

ごみ処理分野でも高齢化社会に対応した取組が重要となるため、高齢化社会でのごみ排出方法や支援方法等を調査・分析し、高齢者のごみ出し支援制度について検討していきます。

SDGsでも掲げられた住民・事業者・行政のパートナーシップを推進し、それぞれの役割と責任に応じて効率的かつ効果的な取組を進める必要があります。

2.不法投棄対策

(1) 不法投棄の防止に向けた啓発・指導

廃棄物の不法投棄は廃棄物処理法第16条により禁止されています。このため、不法投棄の防止に向けた啓発を行うとともに、不法投棄物又は不法投棄行為を発見した場合、最寄の警察署・交番等へ連絡をするよう周知を図ります。また、違反者に対しては厳格な対応を図るものとし、不法投棄撲滅に向けた活動を推進していきます。

(2) 不法投棄の監視の強化

不法投棄の防止に向けては、現在、3人の不法投棄監視員により定期的にパトロールを実施しています。引き続き、監視パトロール等を実施していくとともに、看板、監視カメラ等の設置による不法投棄の未然防止・早期発見に向けた監視体制の強化を図ります。

3.海岸漂着ごみ対策

海岸に漂着し堆積しているごみについては、地域住民やボランティア団体が行う海岸漂着ごみの回収・清掃作業の支援を行います。

4.野焼き対策

広報誌及び防災無線等を活用した啓発に取組む。野焼きをする人に対しては、口頭又は文書で是正・指導を行い、悪質な場合は警察への通報を含めた対応を行います。

5.災害廃棄物処理体制の構築

災害時に発生する廃棄物の処理や、災害等により一時的に本町のごみ処理等が不可能となった場合に備えて、関係機関と連携して災害廃棄物の処理体制の構築を図ります。また、災害廃棄物の仮置場等を検討します。

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

近年、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨等、想定外の災害が頻発化している状況にあり、災害発生時における災害廃棄物の処理は災害からの早期復旧・復興に向けた重要な取組となります。このため、本町での災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施す

るため災害廃棄物処理計画を策定するとともに、計画に基づき、必要に応じて初動マニュアル等の具体的なマニュアル等を作成し、円滑かつ適正に処理できる体制の整備を強化します。

(2) 災害廃棄物処理計画に基づく取組の推進

災害廃棄物処理計画に基づき、民間事業者や周辺自治体との連携体制について検討するとともに、発災後は町民や事業者に対して、災害廃棄物の搬入先（仮置場）や分別、乗ごみ防止等の排出ルールについての情報提供を図っていきます。

6.ごみ処理の広域化

令和 13 年度末で各市町村の焼却施設を廃止し、鳥取県西部で広域処理する計画があります。鳥取県西部全体で人口減少が見込まれており、今後ますます構成市町村の財政が厳しさを増していくことが想定されます。施設の整備・運営方法について、経済的な方法を検討します。

7.産業廃棄物の一般廃棄物とのあわせ処理

法令により産業廃棄物に区分される廃棄物が事業所から排出される場合、排出者の責任で産業廃棄物として処分されることを原則とします。ただし、当該産業廃棄物の質及び量が一般廃棄物と併せて処理することが可能であり、本町の社会条件を考慮したときに、一般廃棄物と併せて処理することが必要であると認められるときは、当該産業廃棄物を一般廃棄物と併せて処理を行います。

8.適正な処理体制の確保

適正な処理体制を確保するため、収集運搬体制の不足が生じる場合に限り一般廃棄物収集運搬業の許可、またはごみ処理能力の不足が生じる場合に限り一般廃棄物処理業の許可を行っていくものとします。

9.産業廃棄物等に関する啓発

産業廃棄物は本町での処理は行わず、排出者責任において専門の処理業者への処理を委託するものとしています。今後も排出者責任において産業廃棄物や農薬等の専門の処理業者への委託を行うものとし、適正排出の指導と処理業者の紹介・周知を図っていきます。

10.廃棄物処理に起因する感染症防止

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物は、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成 30 年（2018 年）、環境省）に従って適正処理を行うよう指導していきます。

なお、昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が生じており、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和 2 年（2020 年）9 月）」が定められま

した。今後、新たな感染症流行も見据え、ごみ排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持等について国や県との連携も踏まえ、情報提供を行い、廃棄物処理に起因する感染症防止を図っていきます。